

学校法人福岡工業大学 役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人福岡工業大学（以下「この法人」という。）の寄附行為第59条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事選任機関で選任された理事及び評議員会で選任された監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、理事会又は評議員会で選任された者をいう。
- (5) 役員及び評議員の報酬等とは、本俸、賞与、退職慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費、日当）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員には、本俸、賞与（期末手当及び年度末手当）、退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤の役員には、本俸、退職慰労金を支給する。
- (3) 評議員（教職員である評議員を除く。）には、本俸、退職慰労金を支給する。
- (4) 教職員である評議員には、本俸を支給する。

(役員の報酬額)

第4条 役員に対する報酬等の総額（退職慰労金は含まない）は、別表1に定める額を上限とし、その範囲内で理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する交通費、日当を別表5に定める額を支給する。
- 3 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 5 役員の月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土日等の休日数の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによって計算する。
- 6 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(評議員の報酬額)

第5条 評議員に対する報酬額は、別表3のとおりとする。

- 2 評議員（教職員である評議員を除く。）に対する交通費、日当を別表5に定める額を支給する。

(退職慰労金の支給)

第6条 役員及び評議員（教職員である評議員を除く。）が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退職慰労金を支給する。

- 2 役員及び評議員（教職員である評議員を除く。）が死亡により退任した場合の退職慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。
- 3 前2項により支給する役員の退職慰労金の額は、別表2に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。
- 4 第1項及び第2項により支給する評議員（教職員である評議員を除く。）の退職慰労金の額は、別表4に定める算式により算出される額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員及び評議員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号の報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 役員の報酬支給日は、学校法人福岡工業大学給与規程第4条を準用し、毎月25日とする。ただし、支給日が休日に当たる時はその前日に繰り上げる。
- (2) 評議員の報酬支給日は、毎年11月25日とする。ただし、支給日が休日に当たる時はその前日に繰り上げる。
- (3) 役員及び評議員（教職員である評議員を除く。）の退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した日が属する月の翌月末までに支給する。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第8条 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して、別に定める学校法人福岡工業大学旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(備置き及び閲覧等)

第9条 この法人は、この規程を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供し又は謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をこの法人のホームページに公表する。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。本規程の施行に伴い、平成 2 年 4 月 1 日施行の「学校法人福岡工業大学役員報酬規程」「学校法人福岡工業大学役員退職慰労金規程」は、評議員に関する条文を除き、その効力を失うものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。本規程の施行に伴い、平成 2 年 4 月 1 日施行の「学校法人福岡工業大学役員報酬規程」「学校法人福岡工業大学役員退職慰労金規程」は、全て、その効力を失うものとする。

別表 1（役員の報酬等上限額）

報酬等総額	18,000,000 円	年額
-------	--------------	----

別表 2（役員の退職慰労金算定式）

① 慰労金	基本額（*1）×在任指数（*2）
② 特別慰労金（*3）	（理事会決議による）
③ 退職慰労金支給額（*4）	① 慰労金 + ② 特別慰労金

*1：平成2年3月27日第57回理事会決議に基づき、理事・監事ともに金60万円とする。

*2：在任期間3年を経過した場合を1として算出し、以後3年を超えるごとに1を加算するものとする。ただし、役員等が在任期間の2分の1未満のときは、在任指数を2分の1とし、在任期間が2分の1以上のときは、在任指数を1とする。

*3：在任中特別に功労があった常勤の役員に対し、理事会の決議を経て特別慰労金を支給することができる。

*4：退職慰労金支給額は報酬等の総額（年額）に3を乗じて得た額を上限とする。

別表 3（評議員の報酬額）

報酬等総額	200,000 円	年額
-------	-----------	----

別表 4（評議員（教職員である評議員を除く。）の退職慰労金算定式）

退職慰労金支給額	基本額（*1）×在任指数（*2）
----------	------------------

*1：平成2年3月27日第57回理事会決議に基づき、金10万円とする。

*2：在任期間3年を経過した場合を1として算出し、以後3年を超えるごとに1を加算するものとする。ただし、評議員（職員評議員を除く。）が在任期間の2分の1未満のときは、在任指数を2分の1とし、在任期間が2分の1以上のときは、在任指数を1とする。

別表 5（非常勤の役員及び評議員（教職員である評議員を除く。）の交通費・日当）

交通費（理事会・評議員会等会議への出席）	8,000 円	日額
日当（理事会・評議員会等会議への出席）	5,000 円	日額